

長野市地域包括支援センター自己評価表

資料3

センター名： _____

平成27年度

大項目	中項目 1. 地域包括支援センター業務推進体制			合計 /25点										
	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価										
I 基本的事項	(1) 平成28年度地域包括支援センター「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した基本的運営方針において指示した内容に沿って、事業計画が作成されている。⇒評価「3」	市が示した基本的運営方針7項目及び個別事業の実施方針2項目を加味して、留意事項14項目に従った内容で作成されている。 ● 留意点 ①総合相談支援事業 ②権利擁護 ③介護予防ケアマネジメント ④包括的・継続的ケアマネジメント支援 ⑤ケア会議の充実 ⑥在宅医療・介護連携の推進 ⑦認知症高齢者支援 ⑧生活支援体制整備の推進 ⑨介護予防教室・介護者教室の開催 ⑩地域での介護予防活動支援 ⑪地域包括支援センター全体のスキルアップ ⑫地域包括支援センターの周知活動 ⑬新しい総合事業に関する周知活動 ⑭個人情報の保護 ⑮個人情報の保護 【評価「3」以外の基準】 ・14項目のうち、7項目以上についての内容が不十分⇒「1」 ・14項目のうち、1～6項目についての内容が不十分⇒「2」 ・各項目での目標が具体的である⇒「4」 ・地域の課題をとらえた、具体的な目標である⇒「5」	5	4	3	2	1	【特記事項】					
	(2) 平成27年度地域包括支援センター「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した様式により定時に相談件数等の業務実績を報告するとともに、「地域包括支援センター自己評価表」により適切に業務評価を行っている。⇒評価「3」	定時に相談件数等の業務実績を報告するとともに、「地域包括支援センター自己評価表」により適切に業務評価を行い、課題を整理し、業務改善に役立てている。 【評価の基準】 ・市の自己評価を職員全員で行わなかった⇒「1」 ・市の自己評価を職員全員で行った⇒「2」 ・市の自己評価を職員全員と法人役員等を交えて行った⇒「3」 ・市の自己評価を行うとともに、「地域包括支援センター運営マニュアル」による事業評価を行っている⇒「4」 ・市の指示がなくても、自己評価を行い独自の事業報告を作成している⇒「5」	自己評価					5	4	3	2	1	【特記事項】
	(3) 3職種連携によるチームアプローチが適切に行われている。	職員間でのミーティングを定期的に行うとともに、相談記録・関係文書等の情報が適切に保管・管理できている。⇒評価「3」	それぞれの専門性を活かして業務に当たるとともに、担当者が不在であっても誰でも情報が共有できる状態となっている。 【評価「3」以外の基準】 ・担当者が書類も相談内容も抱え込んでいて、他の職員がわからない⇒「1」 ・書類の保管管理は統一できているが、不適切な部分がある⇒「2」 ・連携を図るための具体的な取組みをしている⇒「4」 ・連携を図る取組みにより、客観的な効果がある⇒「5」 *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。	自己評価					5	4	3	2	1	【特記事項】

I 基本的事項	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					
	(4) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	市・県の研修等の機会には、原則として参加している。⇒評価「3」	市主催の研修、県主催の研修（委託を含む）の研修は原則1人以上が参加し、1年の間に全員の職員が1回以上研修会に参加している。 【評価「3」以外の基準】 ・だれも研修に参加していない。又は機会がない。⇒「1」 ・1年の間に1回も研修に参加していない職員がいる⇒「2」 ・「3」に加え、法人・事業所内部の研修がある⇒「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある⇒「5」	5	4	3	2	1	【特記事項】
(5) 個人情報の取扱い等、情報管理を適切に行っている。	国が示す「地域包括支援センター運営マニュアル」の個人情報の保護と共有に関する事項（情報管理、職員の守秘義務、セキュリティ管理、個人ファイルの管理、個人情報の管理等）に基づき、適切に行っている。⇒評価「3」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「個人情報の保護と共有」に関する次の4項目を行っていることをいう。 1. 守秘義務（介護保険法第115条の46第6項ほか）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分⇒「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分⇒「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している⇒「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている⇒「5」	自己評価					【特記事項】	
				5	4	3	2		1
中項目 2. 総合相談支援業務				合計 /25点					
II 総合相談支援業務	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					
	(6) 地域における多職種協働によるネットワークの構築とその活用を進めている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。⇒評価「3」	地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生委員等の関係者とのネットワークを構築し、保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動、ボランティア活動など様々な社会資源を結びつける取組みを継続している。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目以上⇒「5」	5	4	3	2	1	【特記事項】
	① 地域包括支援センターの周知活動		地域包括支援センターの役割を地域住民、他機関へPRしている。						
	② 地区ケア会議・ブロックケア会議の開催		地域の関係機関や民生委員・関係者が参集して、事例検討や地域の課題・取組み等を検討している。						
	③ 民生委員との関係づくり		高齢者の問題を早期に発見し、地域での見守り等に取り組むために、積極的に民生委員との関係づくりをしている。						
	④ 地域の老人クラブやボランティア団体等との関係づくり		地域の団体・組織との連携を図るため、情報交換や活動の場への訪問等をしている。						
	⑤ 住民自治協議会・地域コミュニティとの関係づくり		住民自治協議会やコミュニティに対し、高齢者支援の課題や取組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の働きかけを行っている。						
	⑥ 地域の課題の整理と検討		地域の状況と課題を整理、検討し、地域包括支援センターの事業計画に反映している。						
	⑦ 介護予防の啓発活動		様々な機会をとらえ、介護予防に関する啓発を行っている。						
⑧ 介護サービス事業者への支援		介護サービス事業者の相互連携や情報交換・研修の場など、サービスの質の向上のための取組みを行っている。							

II 総合相談支援業務

小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価				
			5	4	3	2	1
(7) 高齢者の実態把握を適切に行っている。	家族等からの相談や市から情報提供される要介護者台帳を基に、民生委員との連携を図りながら、特に介護を必要とする高齢者を把握し、訪問・聞き取り等により高齢者の実態把握を行っている。⇒評価「3」	高齢者が孤立や深刻な事態に発展しないよう、要介護者台帳を活用し民生委員との連携を図りながら、実態把握に努めている。 【評価「3」以外の基準】 ・実態把握をしていない⇒「1」 ・実態把握をしているが、民生委員との連携が不十分⇒「2」 ・実態把握による情報を台帳に記録し、業務に活用している⇒「4」 ・「4」に加え、災害時の対応についての検討をしている⇒「5」	5	4	3	2	1
			【特記事項】				
(8) 認知症高齢者及び家族への支援に取り組んでいる。	認知症高齢者と家族を見守り支援する取組み（認知症の正しい知識等を学習する機会の提供、早期発見・対応に向けた支援、継続した生活支援、認知症サポーターの養成等）を行っている。⇒評価「3」	見守り支援する取組みとは、次の4項目をいう。 1. 認知症予防講座等の開催 2. 相談内容に応じて専門医・専門機関につなげる 3. 認知症初期集中支援チームと連携し、継続した生活支援を行う 4. 認知症サポーターの養成 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分⇒「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分⇒「2」 ・法人として認知症支援に関するマニュアル等を整備している⇒「4」 ・「4」に基づいて認知症高齢者を支える地域づくりに具体的に取り組んでいる⇒「5」 *評価が「5」の場合は、具体的な内容を特記事項欄に記入する。	自己評価				
			5	4	3	2	1
(9) 初期対応を適切に行い課題を明確化した上で、各業務へつなげている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。⇒評価「3」	相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務にスムーズにつなげている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下⇒「1」 ・3項目該当⇒「2」 ・5項目該当⇒「4」 ・6項目該当⇒「5」	自己評価				
			5	4	3	2	1
	① 信頼関係の構築	相談には速やかに対応し、相談者と信頼関係構築に努めている。	【特記事項】				
	② 相談内容の把握	相談内容を的確に把握し、対応している。					
	③ 緊急性の判断	的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。					
	④ 課題の明確化	専門的・継続的支援や緊急対応が必要な相談については、詳しい情報を収集・分析することで、課題を明確に把握している。					
	⑤ 行動計画の作成	明確になった課題に基づき、地域包括支援センターが行うべき行動計画を作成し、必要な支援を行っている。					
	⑥ 相談内容の分析と活用	多種多様な相談内容を分析し、地域包括支援センターの各業務に活用している。					
(10) 公正かつ中立な立場で、継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談内容から状況を的確に把握し、個々の支援方法・支援内容を検討し、公正かつ中立な立場で、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、明確に記録している。⇒評価「3」	相談者の状況把握を適切に行い課題を明確にした上で、個別の支援方法・支援内容を検討し、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、継続的な支援のために記録している。また、サービス利用の紹介に当たっては、特定事業者へのサービスの偏りがないよう十分配慮していること。 【評価「3」以外の基準】 ・状況把握、課題、判断の全てに不足している。または、正当な理由がないのにサービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っている⇒「1」 ・支援内容の記録があっても、課題や判断の記録がされていない⇒「2」 ・継続的支援を実施するための支援方針、課題が明確になっており、サービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っていない⇒「4」 ・「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローをしている⇒「5」	自己評価				
			5	4	3	2	1

中項目 3. 権利擁護業務			合計 /25点						
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価						
(11) 権利擁護に関する啓発活動を適切に行っている。	権利擁護(①高齢者虐待の防止、②成年後見制度・社協の日常生活自立支援事業等の活用、③消費者被害の防止等)に関することについて、既存のチラシ等を活用し、地域での啓発活動を行っている。⇒評価「3」	権利擁護(左記①②③)に関する啓発活動を機会をとらえて行っている。 【評価「3」以外の基準】 ・権利擁護に関する啓発活動を全く行っていない⇒「1」 ・他機関と共催で権利擁護に関する啓発活動を行った⇒「2」 ・「3」に加え、権利擁護に関する独自の取組みを行っている⇒「4」 ・「3」に加え、権利擁護に関する特別な取組みを行っている⇒「5」 *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。	5	4	3	2	1		
			【特記事項】						
(12) 高齢者虐待への対応において、関係機関と連携した通報、支援体制を整え、高齢者虐待事例への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒評価「3」	高齢者虐待防止法を十分に理解した上で、地域の関係者との連携を図り、虐待防止と早期発見に取り組むとともに、対応に当たっては長野市高齢者虐待対応マニュアル(手順書)に従い適切に対処している。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分⇒「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分⇒「2」 ・「3」に加え、職員の応援体制を整えている⇒「4」 ・「3」に加え、休日・夜間対応の24時間連絡体制が整っている⇒「5」	自己評価						
			5	4	3	2	1		
			【特記事項】						
			① 虐待防止と早期発見への取組み	民生委員や介護サービス事業者等との連携により、虐待の防止と早期発見に取り組む、早期に相談・通報がなされる関係づくりを行っている。					
			② 通報を受けた場合の適切な対応	虐待や虐待の疑いがあるケースの相談・通報を受けた後に、センター内で協議し、虐待としての対応が必要と判断した場合には、市福祉事務所等と連携し、訪問等により高齢者本人の安全確認を行い、虐待の事実確認等を適切に行っている。					
③ 関係機関との連携	地域包括支援センターだけでは解決できない場合は、市福祉事務所や警察等関係機関との連携をスムーズに行い、必要に応じて市福祉事務所とのコアメンバー会議等により支援方針を検討・決定している。								
④ 適切な支援の実施	高齢者の安全・安心な生活が確保されるなど虐待対応の終結に向けて適切な支援をするとともに、虐待が終結した場合は必要に応じて介護サービスの調整や包括的・継続的ケアマネジメント業務等に移行するなどの支援を行っている。								
(13) 成年後見制度、社協の日常生活自立支援事業・暮らしのあんしんサービス事業等の活用を促進している。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒評価「3」	自己の意思決定や日常生活上の金銭管理に支障のある高齢者・家族等からの相談に応じ、アセスメントを通じて成年後見制度や長野市社協の日常生活自立支援事業・暮らしのあんしんサービス事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分⇒「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分⇒「2」 ・「3」に加え、社協との協働支援体制を整えている⇒「4」 ・「4」に加え、成年後見申立の支援をしている⇒「5」	自己評価						
			5	4	3	2	1		
			【特記事項】						
			① 制度の周知活動	成年後見制度、社協の制度を地域住民、他機関へ広報・啓発をしている。					
			② 制度利用の必要性の判断	成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業・暮らしのあんしんサービス事業等を理解した上で、相談業務から高齢者の判断能力等を把握し、制度を利用する必要性を適切に判断している。					
③ 日常生活自立支援事業等利用の支援	社協の日常生活自立支援事業・暮らしのあんしんサービス事業の利用が必要と判断した場合、本人・家族に事業の手続き方法等を説明し、制度利用ができるよう支援している。								
④ 成年後見制度活用の支援	成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人・家族に制度の手続き方法等を説明し、家庭裁判所への申立てが行えるよう関係機関へのつなぎなどの活用支援をしている。成年後見制度の利用が必要でありながら申立人がいない場合には、市福祉事務所に市長申立の手続きをするための連携をしている。								

	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価				
				5	4	3	2	1
Ⅲ 権利擁護業務	(14) 消費者被害への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	専門機関や関係機関と連携を図り消費者被害に関する情報を把握し、地域への被害防止活動を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度や長野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、社協との協働支援体制を整えている ⇒ 「4」 ・「4」に加え、被害救済のために司法関係者等との連携を図っている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1
		① 消費者被害防止のための普及啓発活動	高齢者虐待防止法による財産上の不当取引による被害の防止等も念頭に置きながら、消費者被害に関する情報を把握し、地域内における被害防止のための活動を行っている。					
		② 地域における被害状況の把握と情報提供	民生委員やケアマネジャー等に消費者被害に関する情報を提供するとともに、地域からの情報もたらされるような関係づくりを行っている。					
		③ 消費者被害の通報	消費者被害の事例を把握した場合は、市（消費生活センター・高齢者福祉課）や警察などの関係機関への通報・相談を行い、消費者被害の救済に向けた支援を行っている。					
	(15) 高齢者の権利擁護に関して、職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	高齢者の権利擁護（高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度）に関する市・県の研修等の機会には原則として参加し、情報を伝達、共有している。 ⇒ 評価「3」	高齢者の権利擁護（高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度）に関する市・県主催（委託を含む）の研修には、原則、社会福祉士が参加するとともに、その内容を全職員に伝達し共有している。 【評価「3」以外の基準】 ・研修に参加していない。又は機会がない。 ⇒ 「1」 ・参加しているが、職場での情報の共有が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、事業所内部で権利擁護に関する研修等がある ⇒ 「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある ⇒ 「5」	自己評価				
中項目 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務				合計 /10点				
Ⅳ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	(16) 地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。	下記の①～⑦のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域のケアマネジャーへの個別支援・支援困難事例への対応を行うとともに、関係機関等との連携や多職種との協働をすすめている。また、研修会等により、ケアマネジメント技術の向上を図っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑦のうち、 ・3項目以下 ⇒ 「1」 ・4項目該当 ⇒ 「2」 ・6項目該当 ⇒ 「4」 ・7項目該当 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1
		① 相談窓口の周知	相談先と方法をケアマネジャーに周知している。					
		② 支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援	支援困難事例の相談に対して、職員が協力して助言できるようにしている。また、地域のネットワーク等を活用し、問題解決が図れる環境づくりをしている。					
		③ 個別支援事例のサービス担当者会議へ出席	個別支援事例のサービス担当者会議等へ出席し、課題解決に向けた助言を行っている。					
		④ 医療機関・サービス事業者・行政との連携や多職種との協働へのケアマネジャーの参画	医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働をすすめる中で、そのネットワークにケアマネジャーが参画しやすい環境づくりをしている。					
		⑤ ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジメント技術向上のための研修を実施	国・市の制度や地域の社会資源、事例等の情報を提供するとともに、ケアマネジャーの質の向上のための学習や研修を行っている。					
		⑥ ケアプラン作成業務での助言、指導	必要に応じて、ケアマネジメントについての助言、指導を行っている。					
		⑦ ケアマネジャーの課題等の把握	個々のケアマネジャーが抱える課題や包括的・継続的ケアマネジメントを阻害する要因を把握した上で、ケアマネジャーへの支援を行っている。					

IV 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					
				5	4	3	2	1	
	(17) 地域包括ケアに向けての体制作りを適切に行っている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。⇒評価「3」	地域の関係機関や関係者とのネットワークを活用するとともに、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との更なる連携や多職種との協働をすすめる中で、地域のケアマネジャーの参画をすすめている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目以上⇒「5」	【特記事項】	5	4	3	2	1
		① ケアマネジャーと関係機関との連携・協働体制の構築	環境づくりに留まることなく、ケアマネジャーと関係機関との会議・研修等を実施している。						
		② ケアマネジャーと医療機関との連携を支援	在宅生活を継続するため、主治医・医療機関とケアマネジャーとの連携をとりやすくするための場の設定などの取り組みを行っている。						
		③ ブロックケア会議へのケアマネジャーの参画	地区ケア会議での課題をブロックケア会議で検討する際に、主任ケアマネジャー等を参画させ、地域の課題を共に検討している。						
		④ ケアマネジャーと民生委員との連携を支援	地域の民生委員とケアマネジャーが一堂に会する研修会等を開催し、共に連携ができる関係づくりをしている。						
		⑤ 地域にある社会資源の情報収集と整理	地域によって異なるインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、ケアマネジャーへ情報を提供するとともに、自らのケアマネジメントに活用している。						
		⑥ サービス担当者会議開催への支援	サービス担当者会議についての理解を図り、適切なメンバーによるチームケアが実施できるように支援を行っている。						
		⑦ ケアマネジャーと医療機関との調整、ケース検討の実施	必要に応じケアマネジャーを支援し、主治医や病院ワーカーとの連携、ケース検討を実施している。						
		⑧ ケアマネジャーと介護サービス事業者の連携支援	介護サービス事業者の情報を把握してケアマネジャーへ提供するほか、ケアマネジャーが公正中立の立場に立って介護サービス事業者と相互に連携できる取り組みをしている。						
中項目 5. 介護予防ケアマネジメント業務				合計 / 5点					
V 介護予防ケアマネジメント業務	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					
				5	4	3	2	1	
	(18) はつらつアップ高齢者（二次予防事業の対象者）に対して介護予防の実践について適切な支援を行っている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。⇒評価「3」	要介護状態になることをできるだけ遅らせ、要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないように、早い段階から自立した生活を送れるよう支援している。特に虚弱な状況と判断された「はつらつアップ高齢者」については、適切なケアマネジメントを行っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下⇒「1」 ・3項目該当⇒「2」 ・5項目該当⇒「4」 ・6項目該当⇒「5」	【特記事項】	5	4	3	2	1
		① 介護予防に関する啓発活動	地域住民へ介護予防の大切さを啓発し、地域の自主的な介護予防グループの支援等に取り組んでいる。						
		② 基本チェックリストの実施	相談・訪問時に、身体機能が衰え始めていると思われる高齢者を把握したときは、25項目の基本チェックリストを実施している。						
		③ 介護予防事業への参加者が増加	“生活らくかる運動塾”等への参加を勧め、参加者が増加している。 *（予防事業参加者数）÷（はつらつアップ高齢者数）の割合を前年度と比較する。						
		④ マニュアルに基づくケアマネジメント、評価の実施	国の「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づき、次の項目を適切に実施している。 ・アセスメント ・モニタリングと評価						
		⑤ 介護予防事業参加者への継続支援	介護予防サービス終了後、必要に応じて支援するとともに、インフォーマルサービスを含めた自立支援のアプローチを行っている。						
		⑥ 事業に参加しない高齢者への支援	介護予防サービスを利用しなかった高齢者についても、継続して状況の把握に努め、必要に応じて支援している。						

中項目 6. その他業務（介護予防支援事業業務・市の介護予防に係る委託業務）		合計 / 10点										
小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価									
VI その他業務	(19) 地域包括支援センターに置く介護予防支援事業所に係る業務を適切に行っている。	介護予防支援事業所の自己評価により評価する。	介護予防支援事業所の自己評価表（45項目）の○印の数により評価する。 【評価の基準】 ・10以下 ⇒ 「1」 ・11～20 ⇒ 「2」 ・21～30 ⇒ 「3」 ・31～40 ⇒ 「4」 ・41以上 ⇒ 「5」					5	4	3	2	1
			【特記事項】									
	(20) の1（委託包括） 市から委託を受けた介護予防に係る業務を適切に行っている。 <u>※委託地域包括支援センターのみ記入ください。</u>	下記の①～⑤の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	「長野市包括的支援事業等仕様書」により適切に業務を行っている。 仕様書に基づき業務を実施しているが、参加者の確保や内容について不十分と感じている場合は減点し、委託業務に加えて独自の取組みをしている場合は加点します。 【評価「3」以外の基準】 ・5項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・5項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、法人独自の介護予防教室等を開催している ⇒ 「4」 ・「3」に加え、地域包括支援センター独自（市の委託上限回数以上）の介護予防教室等を開催している ⇒ 「5」	自己評価								
			5 4 3 2 1 【特記事項】									
			① 介護予防教室の開催	介護予防教室を年6回以上開催している。								
			② 介護者教室の開催	介護者教室を年2回以上開催している。								
		③ ブロックケア会議の開催	ブロックケア会議を必要に応じて開催している。									
		④ 地区・ブロックでの地域包括ケア推進ネットワーク会議の開催	地区又はブロックの範囲で、多職種・多機関によるネットワークの構築を図るための会議・研修会を開催している。									
		⑤ 援助老人サービス計画の作成	必要に応じて市が「援助老人」と認定した高齢者に必要なサービス計画を作成している。									
(20) の2（直営包括） 基幹型地域包括支援センターとしての役割を果たしている。 <u>※直営地域包括支援センターのみ記入ください。</u>	民間委託の地域包括支援センターを統括し、技術的支援・人材育成等を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	【評価「3」以外の基準】 ・対応が不十分 ⇒ 「1」 ・対応がやや不十分 ⇒ 「2」 ・基幹型の役割を十分果たしている ⇒ 「4」 ・基幹型の役割を十分果たすとともに、設置主体の市としての支援をしている ⇒ 「5」 *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。	自己評価									
		5 4 3 2 1 【特記事項】										
【全体としての特記事項】			自己評価の合計									
			/ 100点									

地域包括支援センターにおける取組事例について（貴センター独自の取組みがありましたら記入ください。）	【記入例】
1. 運営体制及び業務推進体制について	毎月、職員が書面にて「取り組む課題と行動計画」を作成して月1回の所内会議で報告しており、職員一人ひとりの課題を所内で共有し、改善を図っている。
2. 総合相談支援業務について	認知症高齢者の自宅周辺の商店を訪問してセンターのPRをするのと同時に、情報提供を呼びかけるなど情報収集に努めている。
3. 権利擁護業務について	地域関係団体や介護保険事業者のみならず、金融機関を対象とした成年後見制度や認知症に関する勉強会を実施するなどの取組を実施している。
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について	介護支援専門員と医療機関の連携が取りやすくすることを目的に「ケアマネジャーネットワーク会議」にて情報交換の場を設けたり、医療機関の特徴や相談ケースの状況に応じるなどの調整を行っている。
5. 介護予防ケアマネジメント業務について	健診受診からはつらつアップ高齢者向けサービス利用までを書いた独自のフローチャートを用いて説明を行うことで、地域住民が基本チェックリストの意義を理解して実施できるような取組を行っている。
6. その他業務（介護予防支援事業業務・市の介護予防に係る委託業務）について	自主グループの立ち上げを目的の一つとして介護予防教室を企画するとともに、教室実施時から参加者の自立性を持たせるような働きかけを行っており、その結果、地域に複数の自主グループが立ち上がっている。